



新潟県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第22号

目次

規則

- 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正…………… 2
- 新潟県公衆浴場審議会規則等の一部改正等…………… 3
- 新潟県職員健康管理センター診療規則の廃止…………… 7

告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条の2第1項及び第4条の3第1項の知事が定める額を定める告示…………… 8
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の知事が定める金額を定める告示…………… 8
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第3号の知事が定める施設を定める告示…………… 8
- 新潟県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額の一部改正…………… 8

訓令

- 職員の宿日直手当支給規程の一部改正…………… 9
- 新潟県職員研修規程の一部改正…………… 10
- 新潟県公印規程の一部改正…………… 10
- 新潟県文書等取扱規程の一部改正…………… 11

合同訓令

- 新潟県職員安全衛生管理規程の一部改正…………… 13

人事委員会

- 職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正…………… 15
- 職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正…………… 30
- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正…………… 37
- 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正…………… 39
- 平成18年給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則等の廃止…………… 45
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正…………… 46
- 新潟県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正…………… 47
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正…………… 50

公安委員会

- 新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正…………… 51
- 新潟県警察本部組織規則の一部改正…………… 51
- 新潟県公安委員会事務専決規程の一部改正…………… 52
- 新潟県道路交通法施行細則の一部改正…………… 54

警察本部

- 新潟県警察文書取扱規程の一部改正…………… 55

規則

栃木県規則第十三号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富 一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和五十年栃木県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
非常勤職員の名称等	報 酬 額	費用弁償の額	非常勤職員の名称等	報 酬 額	費用弁償の額
略			略		
事務補助嘱託員	月額 <u>104,600円</u> 以内で知事が定める額	略	事務補助嘱託員	月額 <u>103,800円</u> 以内で知事が定める額	略
略			略		
美術館長	略	略	美術館長	略	略
博物館長	月額 <u>380,000円</u>	<u>7</u> 級			
略			略		
栄養指導専門員	略	略	栄養指導専門員	略	略
医事管理等業務嘱託員	月額 <u>158,650円</u>	<u>3</u> 級			
略			略		
	<u>165,200円</u> 月額 以内で知事	略		月額 <u>158,650円</u>	略

難病相談支援員	が定める額	
	略	
略		
販路開拓専門員	略	略
関西圏企業・観光誘致推進員	月額 240,550円	3 級
略		
鑑識嘱託員	略	略
運転適性相談員	月額 151,250円	1 級
略		
宿日直嘱託員	9,450円以内で知事が定める額	略
略		

難病相談支援員		
	略	
略		
販路開拓専門員	略	略
略		
鑑識嘱託員	略	略
略		
宿日直嘱託員	6,850円以内で知事が定める額	略
略		

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県規則第十四号

栃木県公衆浴場審議会規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成三十年三月二十日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県公衆浴場審議会規則等の一部を改正する等の規則

(栃木県公衆浴場審議会規則の一部改正)

第一条 栃木県公衆浴場審議会規則(昭和三十六年栃木県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第二条 略	(組織) 第二条 略

2 委員は、次の各号に定めるところにより、必要の都度、知事が任命し、又は委嘱する。

一 四 略

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

第三条 第八条 略

2 委員は、次の各号に定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

一 四 略

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、前条第二項第一号に掲げる者については、その者の在任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 第九条 略

(栃木県救急・災害医療運営協議会規則の一部改正)

第二条 栃木県救急・災害医療運営協議会規則(昭和四十年栃木県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第二条 協議会は、委員十九人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 栃木県精神衛生協会代表</p> <p>八・九 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 協議会は、委員十七人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七・八 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県消費生活安定対策審議会規則の一部改正)

第三条 栃木県消費生活安定対策審議会規則(昭和五十一年栃木県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県消費者苦情処理審査会規則の一部改正)

第四条 栃木県消費者苦情処理審査会規則(昭和五十一年栃木県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>必要の都度</u>、知事が任命する。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 委員は、<u>当該あつせん若しくは当該調停又は当該諮問に係る調査審議が終了したときは</u>、解任されるものとする。</p> <p>第三条 第七条 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>必要の都度</u>、知事が任命する。</p> <p>一 四 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は二年とする。ただし、<u>補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 委員は再任することができる。</p> <p>第四条 第八条 略</p>

(栃木県農政審議会規則の一部改正)

第五条 栃木県農政審議会規則(昭和五十一年栃木県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員は、関係団体の役員及び学識経験者等のうちから、<u>必要の都度</u>、知事が任命する。</p> <p>3 委員は、<u>当該諮問に係る調査審議が終了したときは</u>、解任されるものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員は、関係団体の役員及び学識経験者等のうちから、<u>必要の都度</u>、知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、二年とする。ただし、<u>役職によつて任命された委員がその職を離任したときは</u>、解任されるものとする。</p> <p>4 補欠委員の任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u></p>

(栃木県中小企業振興審議会規則の一部改正)

第六条 栃木県中小企業振興審議会規則(昭和五十二年栃木県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員<u>及び特別委員</u>は、次の各号に掲げる者のうちから、<u>必要の都度</u>、知事が委嘱する。</p> <p>一 三 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 審議会に、<u>特別の事項を調査審議させるため必要があるときは</u>、特別委員を置くことができる。</p> <p>3 委員<u>及び特別委員</u>は、次の各号に掲げる者のうちから、<u>必要の都度</u>、知事が委嘱する。</p> <p>一 三 略</p>

3 | 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第三条 略

(会議)

第四条 略
2・3 略

4 | 略

(部会)

第五条 略

2 略

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 略

5 | 略

第六条・第七条 略

(委員の任期)

第三条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。

2 | 委員は、再任することができる。

3 | 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第四条 略

(会議)

第五条 略
2・3 略

4 | 特別委員は、当該特別の事項に関する審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

5 | 略

(部会)

第六条 略

2 略

3 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

4 略

5 | 前条第四項の規定は、部会に属する特別委員に準用する。

6 | 略

第七条・第八条 略

(栃木県文化功労者選考委員会規則の一部改正)

第七条 栃木県文化功労者選考委員会規則(平成十年栃木県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>三年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は、<u>二年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

第八条 栃木県大規模小売店舗立地審議会規則(平成十二年栃木県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(委員の任期)
第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 2 略

(委員の任期)
第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 2 略

(とちぎ食の安全・安心推進会議規則の一部改正)
第九条 とちぎ食の安全・安心推進会議規則(平成十八年栃木県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任期) 第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略	(任期) 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略

(栃木県救急搬送受入協議会規則の一部改正)
第十条 栃木県救急搬送受入協議会規則(平成二十一年栃木県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員の任期) 第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略	(委員の任期) 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 略

(栃木県宅地建物取引業審議会規則の廃止)
第十一条 栃木県宅地建物取引業審議会規則(昭和四十一年栃木県規則第四号)は、廃止する。
附 則
 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に栃木県消費生活安定対策審議会、栃木県文化功労者選考委員会、栃木県大規模小売店舗立地審議会、とちぎ食の安全・安心推進会議規則及び栃木県救急搬送受入協議会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

(行政改革推進室)

栃木県規則第十五号

栃木県職員健康管理センター診療規則を廃止する規則を次のように定める。
 平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員健康管理センター診療規則を廃止する規則

栃木県職員健康管理センター診療規則(昭和二十九年栃木県規則第六十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(職員総務課)

栃木県告示第百六十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年栃木県条例第三十号）第四条の二第一項及び第四条の三第一項の規定に基づき知事が定める額を次のとおり定め、平成三十年四月一日以後の期間に係る補償基礎額について適用する。

なお、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成四年栃木県告示第四百十五号）は廃止し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第四条の二第一項及び第四条の三第一項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の例による。

栃木県告示第百六十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年栃木県条例第三十号）第九条の二の規定に基づき、知事が定める金額を次のとおり定め、平成三十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用する。

なお、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る介護補償の額を定める告示（平成九年栃木県告示第三百八十七号）は廃止し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第九条の二の知事が定める金額は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額の例による。

栃木県告示第百六十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年栃木県条例第三十号）第九条の二第三号の規定に基づき、知事が定める施設を次のとおり定め、平成三十年四月一日から適用する。

なお、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第九条の二第三号の知事が定める施設を定める告示（平成八年栃木県告示第四百七十三号）は廃止する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第九条の二第三号の知事が定める施設は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める施設の例による。

（職員総務課）

栃木県告示第百六十五号

栃木県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額（平成十四年栃木県告示第三百四十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区	分	金額	区	分	金額

略		
特定任意高 齢者講習	簡易講習	千八百円
	シニア運 転者講習	五千円 (道 路交通法 (昭和三十 五年法律第百五号) 第九十七条の二第二 項第三号イに規定す る認知機能検査の結 果が道路交通法施行 規則 (昭和三十五年 総理府令第六十号) 第三十九条の基準に 該当するものにあつ ては、七千九百五十 円)
チャレンジ講習		二千六百五十円

略		
特定任意高 齢者講習	簡易講習	千四百円
	シニア運 転者講習	四千六百五十円 (道 路交通法 (昭和三十 五年法律第百五号) 第九十七条の二第二 項第三号イに規定す る認知機能検査の結 果が道路交通法施行 規則 (昭和三十五年 総理府令第六十号) 第三十九条の基準に 該当するものにあつ ては、七千五百五十 円)
チャレンジ講習		二千七百五十円

(警察本部運転免許管理課)

訓 令

栃木県訓令第2号

本 庁
出先機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

栃木県知事 福 田 富 一

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程 (昭和二十七年栃木県訓令第百五号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第二条 この訓令において、宿日直勤務とは、職員 の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成七 年栃木県条例第一号) 第七条第二項に規定する正 規の勤務時間 (以下この条において「正規の勤務 時間」という。) 以外の時間又は同条例第八条に 規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休 日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定す る日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事 しないで行う次に掲げる勤務をいう。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 岡本台病院 に勤務する医師が行う入院患者の病状の</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第二条 この訓令において、宿日直勤務とは、職員 の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成七 年栃木県条例第一号) 第七条第二項に規定する正 規の勤務時間 (以下この条において「正規の勤務 時間」という。) 以外の時間又は同条例第八条に 規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休 日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定す る日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事 しないで行う次に掲げる勤務をいう。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 岡本台病院及びとちぎリハビリテーションセ ンターに勤務する医師が行う入院患者の病状の</p>

急変等に対処するための勤務
四 生活介助等の勤務のうち、次に掲げる勤務
イ 略
ロ 岡本台病院
に勤務する看護師長等が行う看護業務の管理又は監督等を主とする勤務
五 七 略

急変等に対処するための勤務
四 生活介助等の勤務のうち、次に掲げる勤務
イ 略
ロ 岡本台病院及びひとちぎりハビリテーション
センターに勤務する看護師長等が行う看護業務の管理又は監督等を主とする勤務
五 七 略

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県訓令第三号

本 庁
出 先 機 関

栃木県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員研修規程の一部を改正する訓令

栃木県職員研修規程（平成九年栃木県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(研修所研修の区分) 第七條 略 2 略 3 重点研修は、新任グループリーダー研修、新任 所 属 長 研 修、 <u>評 価 者 研 修、女性職員能力開発研</u> <u>修及び新採用職員指導担当者（メンター）研修に</u> 区分して実施する。 4 略	(研修所研修の区分) 第七條 略 2 略 3 重点研修は、新任グループリーダー研修、新任 所 属 長 研 修、 <u>評 価 者 研 修 及 び 女 性 職 員 能 力 開 発 研</u> <u>修</u> に 区分して実施する。 4 略

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県訓令第四号

本 庁
出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局
警 察 本 部 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和四十九年栃木県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第4条、第14条関係）			別表第2（第4条、第14条関係）		
公印の種類	用途	保管課長等	公印の種類	用途	保管課長等
略			略		
室長印	一般文書用	<u>経営管理部にあつては文書学事課長、経営管理部以外の部にあつては各幹事課長（室（課内室を除く。）が置かれた部の幹事課長に限る。）</u>	室長印	一般文書用	総合政策課長 文書学事課長 環境森林政策課長 監理課長
略			略		
出納員印	略	略	出納員印	略	略
	企業出納員用	岡本台病院事務局長		企業出納員用	岡本台病院事務局長 とちぎリハビリテーションセンター副所長
略			略		

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県訓令第五号

本 庁
出先機関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成十三年栃木県訓令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(文書学事課長への合議)

第三十条 次のいずれかに該当する事案については、文書学事課長に合議しなければならない。

一 三 略

四 略

(施行文書の審査)

第三十四条 本庁において、知事名で施行する文書は、決裁後、直ちに文書学事課長に回付し、書式及び字句の使用について、審査を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する文書は除くものとする。

一 略

二 第三十二条第一項の規定により、文書学事課長の審査を受けた文書

三 略

2 略

別表第2 (第33条関係)

記号

1 本庁

部	課	名	記号
略			
経営管理部	略		略
	職員厚生課		職 厚
	略		略
略			
	略		略

(文書学事課長への合議)

第三十条 次のいずれかに該当する事案については、文書学事課長に合議しなければならない。

一 三 略

四 公報に登載する事案

五 略

六 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託に係る引受けの許可その他の許可、継続の認可並びに裁判所の権限の行使並びに検査及び必要な処分等重要なもの

七 公益社団法人及び公益財団法人に係る公益認定、変更の認定、公益認定の取消し及び監督に関する事項で重要なもの

八 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人に係る移行の認可、変更の認可、移行の認可の取消し及び監督に関する事項で重要なもの

2 前項第四号の規定にかかわらず、軽易又は定例な事案については、文書学事課長の定める手続に従い、合議を省略することができる。

(施行文書の審査)

第三十四条 本庁において、知事名で施行する文書は、決裁後、直ちに文書学事課長に回付し、書式及び字句の使用について、審査を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する文書は除くものとする。

一 略

二 第三十条第二項又は第三十二条第一項の規定により、文書学事課長の審査を受けた文書

三 略

2 略

別表第2 (第33条関係)

記号

1 本庁

部	課	名	記号
略			
経営管理部	略		略
	職員総務課		職 総
	略		略
略			
	略		略

環境森林部	廃棄物対策課	略
	略	略
略		

2 出先機関

出 先 機 関 名	記 号
略	
東京事務所	略
総務事務センター	総 事 セ
略	
障害者総合相談所	障 総 相
略	

環境森林部	廃棄物対策課	略
	馬頭処分場整備室	馬 整
略	略	略
略		

2 出先機関

出 先 機 関 名	記 号
略	
東京事務所	略
略	
とちぎリハビリテーションセンター	リ ハ セ
略	

附 則

りの訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(文書学事課)

合 同 訓 令

栃 木 県
 栃木県人事委員会
 栃木県監査委員訓令第一号
 栃木県議会
 栃木県教育委員会

本
 出 先 機 関
 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局
 学 校 以 外 の 教 育 機 関

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃 木 県 知 事	福 田 富 一
栃 木 県 議 会 議 長	五 十 嵐 清
栃 木 県 人 事 委 員 会 委 員 長	五 家 正
栃 木 県 代 表 監 査 委 員	石 崎 均

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県職員安全衛生管理規程（昭和六十年栃木県・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県議会・栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 本庁 栃木県行政組織規程（昭和三十九年栃木県規則第二十七号。以下「組織規程」という。）<u>第三条に規定する本庁及び総務事務センター並びに議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び教育委員会事務局本局（栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号）第一条第二項に規定する本局をいう。）をいう。</u></p> <p>三 出先機関 <u>組織規程第四条第一項に規定する出先機関（総務事務センターを除く。）</u>、教育事務所及び学校以外の教育機関をいう。</p> <p>四 所属長 本庁にあつては課長、室長及び総務事務センター所長（議会事務局にあつては総務課長）をい、<u>出先機関にあつては当該出先機関の長をいう。</u></p> <p>五 課室等 本庁の課、室及び総務事務センター（議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局にあつては局）並びに出先機関をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 本庁 栃木県行政組織規程（昭和三十九年栃木県規則第二十七号。以下「組織規程」という。）<u>第三条に規定する本庁</u> <u>並びに議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び教育委員会事務局本局（栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号）第一条第二項に規定する本局をいう。）をいう。</u></p> <p>三 出先機関 <u>組織規程第四条第一項に規定する出先機関</u>、教育事務所及び学校以外の教育機関をいう。</p> <p>四 所属長 本庁にあつては課長及び室長 <u>（議会事務局にあつては総務課長）をい、出先機関にあつては当該出先機関の長をいう。</u></p> <p>五 課室等 本庁の課及び室 <u>（議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局にあつては局）並びに出先機関をいう。</u></p>
<p>(総括安全衛生管理者の設置及び選任)</p> <p>第四条 総括安全衛生管理者を次の各号に掲げるとおり設置し、それぞれ当該各号に定める職にある者をもつて充てる。</p> <p>一 略</p> <p>二 本庁総括安全衛生管理者 <u>経営管理部職員厚生課長</u></p> <p>三 五 略</p>	<p>(総括安全衛生管理者の設置及び選任)</p> <p>第四条 総括安全衛生管理者を次の各号に掲げるとおり設置し、それぞれ当該各号に定める職にある者をもつて充てる。</p> <p>一 略</p> <p>二 本庁総括安全衛生管理者 <u>経営管理部職員総務課長</u></p> <p>三 五 略</p>
<p>(総括安全衛生管理者の代理者)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者は、それぞれ当該各号に掲げる総括安全衛生管理者の職務を補佐し、当該総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。）<u>第三条に規定する事由が生じた場合には、それぞれ</u></p>	<p>(総括安全衛生管理者の代理者)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者は、それぞれ当該各号に掲げる総括安全衛生管理者の職務を補佐し、当該総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。）<u>第三条に規定する事由が生じた場合には、それぞれ</u></p>

の職務を代理する。

- 一 県総括安全衛生管理者 経営管理部職員厚生課長
- 一 本庁総括安全衛生管理者 経営管理部職員厚生課長補佐（課長を総括的に補佐する者に限る。）
- 三 略
- 四 教育委員会総括安全衛生管理者 教育委員会事務局学校安全課長
- 五 略

（県安全衛生委員会の構成及び委員の選任）

第二十一条 県安全衛生委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 略
- 一 経営管理部財政課長、人事課長、職員厚生課長及び管財課長、宇都宮県税事務所長、宇都宮土木事務所長並びに教育委員会事務局学校安全課長の職にある者
- 二・四 略
- 二・三 略

（庶務）

第二十五条 県安全衛生委員会の庶務は、経営管理部職員厚生課において行うものとする。

の職務を代理する。

- 一 県総括安全衛生管理者 経営管理部職員総務課長
- 一 本庁総括安全衛生管理者 経営管理部職員総務課長補佐（課長を総括的に補佐する者に限る。）
- 三 略
- 四 教育委員会総括安全衛生管理者 教育委員会事務局健康福利課長
- 五 略

（県安全衛生委員会の構成及び委員の選任）

第二十一条 県安全衛生委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 略
- 一 経営管理部財政課長、人事課長、職員総務課長及び管財課長、宇都宮県税事務所長、宇都宮土木事務所長並びに教育委員会事務局健康福利課長の職にある者
- 二・四 略
- 二・三 略

（庶務）

第二十五条 県安全衛生委員会の庶務は、経営管理部職員総務課において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

（職員総務課）

人事委員会

栃木県人事委員会規則第四号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第一条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料の調整を行う職及び調整額）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（給料の調整を行う職及び調整額）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号）附則第七条の規定による給料を支給される職員に関する前項の</u></p>

1 略 附 則

1

2 | 3 | 略

附 則

1

規定の適用については、同項中「給料月額」の百分の二十五」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号）附則第七条の規定による給料の額との合計額の百分の二十五」とする。

1 略
(条例附則第七項の規定により減する額の日割計算)

2 給与期間の中途において、条例附則第七項の規定により給与が減せられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となつた場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五条第一項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第七項第一号、第二号及び第五号に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

(条例附則第九項の人事委員会規則で定める手当)

3 条例附則第九項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。

- 一 給料月額に対する地域手当
- 二 給料月額に対する特地勤務手当（条例第十三条の三の規定による手当を含む。次項及び第四項において同じ。）

4 前項の規定にかかわらず、職員の修学部分休業に関する条例第二条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例第二条第一項の規定による承認を受けて勤務しない場合において減額して支給されることとなる給与に係る条例附則第九項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。

- 一 給料月額に対する地域手当
 - 二 給料月額に対する特地勤務手当
 - 三 給料月額に対する農林漁業普及指導手当
- (条例附則第十項の人事委員会規則で定める手当)

5 条例附則第十項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当（第十九条第三項に規定する人事委員会が別に定める場合においては、第一号及び第二号に掲げる手当）とする。

- 一 給料月額に対する地域手当
- 二 給料月額に対する特地勤務手当
- 三 給料月額に対する農林漁業普及指導手当

6・7 略

第二条 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和四十年栃木県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略	1 略 （施行期日等）
2 略	2 略 （農業改良普及手当の支給に関する規則の廃止）
	3 （条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額）
	3 条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の農林漁業普及指導手当の月額 は、第三条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額（その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
	一 第三条第一項の規定による額が支給される職員 当該職員の給料月額に対する同項の規定による額に百分の一を乗じて得た額（当該職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に対する同項の規定による額）
	二 第三条第二項の規定による額が支給される職員 当該職員の給料（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号）附則第七条及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号）附則第六条の規定による給料を除く。）の額に対する同項の規定による額に百分の一を乗じて得た額（当該職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に当該給料の日割計算における割合を乗じた額に対する同項の規定による額）

（地域手当の支給に関する規則の一部改正）

第三条 地域手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

附 則
① 略

附 則
2 1 略
2 条例附則第七項第二号から第四号まで並びに職員の給料等の支給に関する規則附則第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号に規定する地域手当の月額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

(職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第四条 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後
(特地勤務手当に準ずる手当)
第三条 略
2 条例第十三条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は事務所の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた事務所に勤務することとなつた場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額
略
3 〵 5 略
附 則
第一条 略
第二条 略

改 正 前
(特地勤務手当に準ずる手当)
第三条 略
2 条例第十三条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は事務所の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた事務所に勤務することとなつた場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額(附則第五条第三項において「上限額」という。)を超えるときは、当該額)とする。
略
3 〵 5 略
附 則
(施行期日等)
第一条 略
(職員の隔遠地手当の支給に関する規則の廃止)
第二条 略
(条例附則第七項の規定により給与が減せられて支給される職員等の特地勤務手当の月額)
第三条 次に掲げる職員の特地勤務手当の月額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

一 減額支給対象職員（条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。）であつて、第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 第一条第二項各号に定める日に受けていた給料月額二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」という。）と現に受ける給料月額二分の一に相当する額（以下この項において「現在における減額基礎額」という。）を合算した額に支給割合（同条第一項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一を乗じて得た額

ロ 当該職員の第二条第二項各号に定める日に受けていた給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項において「勤務することとなつた日等に最低号給に達しない場合」という。）であつてニに掲げる場合以外の場合 当該定める日に受けていた給料月額から当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額を減じた額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る特定減額基礎額」という。）に支給割合の乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と、現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一を乗じて得た額を合算した額

ハ 当該職員の現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び第三項において「現在において最低号給に達しない場合」という。）であつてニに掲げる場合以外の場合 勤務することとなつた日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一を乗じて得た額と、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の

級における最低の号給の給料月額を減じた額の二分の一に相当する額（以下この項において「現在における特定減額基礎額」という。）に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合算した額

二 勤務することとなつた日等に最低号給に達しない場合であつて現在において最低号給に達しない場合 勤務することとなつた日等に係る特定減額基礎額と現在における特定減額基礎額を合算した額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

一 減額支給対象職員であつて、第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員以外の職員であつたもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一を乗じて得た額（現在において最低号給に達しない場合にあつては、現在における特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

三 減額支給対象職員以外の職員であつて、第二条第二項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの 勤務することとなつた日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一を乗じて得た額（勤務することとなつた日等に最低号給に達しない場合にあつては、勤務することとなつた日等に係る特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

2 減額支給対象職員であつて、前項（第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による特地勤務手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当の月額は、第二条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の二十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、現に受ける給料月額に百分の二十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一を乗じて得た額（現在において最低号給に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級

における最低の号給の給料月額を減じた額に百分の二十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 第二条第二項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある仮定減額支給対象職員(その日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第三十九号)第一条の規定による改正後の条例附則第七項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。附則第五条第四項第一号において同じ。) 第一項第一号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員(その日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第三十九号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。)第一条の規定による改正後の条例附則第七項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。)」と、同号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同号ロ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同項第二号及び第三号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

二 第二条第二項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある減額支給対象職員 第一項第一号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年栃木県条例第三十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。)の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定

によるものとした場合の給料月額」と、同号ロ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

5) 次の各号に掲げる職員に対する第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第一項第一号イ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）中「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。）で除して得た額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」と、同号ロ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）中「給料月額に百分の九十九」とあるのは「給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十九」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第一項第一号イ中「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」と、同号ロ中「給料月額に百分の九十九」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じ

て得た額に百分の九十九」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ハ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、第三項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項第一号イ中「の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「勤務することとなつた日等に係る算出率」という。）で除して得た額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額（以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」と、同号ロ中「給料月額に百分の九十九」とあるのは「給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を勤務することとなつた日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ハ中「号給の給料

月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、第三項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（条例附則第七項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する語替え）

第四条 減額支給対象職員に対する第二条の三の規定の適用については、「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る条例附則第七項第二号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

（条例附則第七項の規定により給与が減せられて支給される職員等の特勤手当に準ずる手当の月額）

第五条 第三条第二項（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四条第三項に規定する日（以下この条において「異動の日等」という。）において減額支給対象職員であつた職員の特勤手当に準ずる手当の月額は、第三条第二項から第四項まで及び第四条第三項の規定にかかわらず、これらの規定による特勤手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けていた給料月額に支給割合（第三条第二項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一を乗じて得た額（異動の日等に受けていた給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の異動の日等に属していた職務の級における異動の日等の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、異動の日等に受けていた給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））に相当する額を減じた額とする。

2 減額支給対象職員であつて、第三条第二項から第四項まで若しくは第四条第三項又は前項（第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、上限額（当該上限額に一円未満の端数があるときは、その端

数を切り捨てた額)から、現に受ける給料月額に百分の六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の一を乗じて得た額(当該職員の現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に百分の六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 異動の日等が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある仮定減額支給対象職員 第一項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員(その日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第三十九号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。)第一条の規定による改正後の条例附則第七項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。)」と、「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成二十二年改正条例の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

二 異動の日等が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある減額支給対象職員 第一項中「受けていた給料月額に支給割合」とあるのは「係る給料月額について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年栃木県条例第三十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。)の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に支給割合」と、「受けていた給料月額に百分の九十九」とあるのは「係る給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額に百分の九十九」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平

成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「受けていた給料月額から」とあるのは「係る給料月額について平成二十三年改正条例の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の給料月額から」とする。

5 |

次の各号に掲げる職員に対する第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 第一項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額を異動の日等における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に支給割合」と、「給料月額に百分の九十九」とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十九」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第一項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額に支給割合」と、「給料月額に百分の九十九」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十九」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、第三項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 第一項中「給料月額に支給割合」とあるのは

「給料月額を異動の日等における勤務時間等
 例第二条第二項の規定により定められたその者
 の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で
 除して得た数（以下この項において「異動の日
 等に係る算出率」という。）で除して得た額に
 同条第二項の規定により定められたその者の勤
 務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除し
 て得た数（以下この項及び第三項において「現
 在における算出率」という。）を乗じて得た額
 に支給割合」と、「給料月額に百分の九十九」
 とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出
 率で除して得た額に現在における算出率を乗じ
 て得た額に百分の九十九」と、「給料月額に達
 しない」とあるのは「給料月額に現在における
 算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端
 数があるときは、その端数を切り捨てた額）に
 達しない」と、「給料月額から」とあるのは
 「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して
 得た額に現在における算出率を乗じて得た額か
 ら」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額
 に現在における算出率を乗じて得た額（その額
 に一円未満の端数があるときは、その端数を切
 り捨てた額）を」と、第三項中「号給の給料月
 額」とあるのは「号給の給料月額に現在におけ
 る算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の
 端数があるときは、その端数を切り捨てた
 額）」とする。

(端数計算)

第六条 附則第三条の規定による特地勤務手当の月
 額又は前条の規定による特地勤務手当に準ずる手
 当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞ
 れその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給
 与の月額とする。職員給料等の支給に関する規
 則附則第三項第二号、第四項第二号及び第五項第
 二号に規定する特地勤務手当（条例第十三条の三
 の規定による手当を含む。）の月額に一円未満の
 端数があるときも、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第五条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>① 略 附 則</p>	<p>2 1 略 2 次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 一 条例附則第七項第三号に規定するそれぞれそ</p>

の基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（条例第二十條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第五條の三第二項に定める割合を乗じて得た額（第六條第一項各号に掲げる職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同條第二項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（条例附則第七項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第三号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第一号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（条例第二十條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第五條の三第二項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に第六條第一項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額））

二 条例附則第七項第四号に規定する勤劬手当減額対象額（同項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、勤劬手当減額基礎額）

（給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第六條 給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>① 略 附 則</p>	<p>2 1 略 附 則</p> <p>2 条例附則第七項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後の給料の特別調整額は、第三條第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額に百分の九十九を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年栃木県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「職員の給与条例」という。）第六条第五項又は栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第二十四号。以下「学校職員給与条例」という。）第七条第五項の規定により標準号給数（職員の給与条例第六条第六項に規定する人事委員会規則で定める基準又は学校職員給与条例第七条第六項に規定する教育委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとする。</p> <p>4～8 略</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「職員の給与条例」という。）第六条第五項又は栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。）第七条第五項の規定により標準号給数（職員の給与条例第六条第六項に規定する人事委員会規則で定める基準又は学校職員給与条例第七条第六項に規定する教育委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとする。</p> <p>二 一般の派遣職員に、職員の給与条例附則第七項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定及びこれらの項の規定により給与が減せられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。</p> <p>4～8 略</p>

(再任用短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則の一部改正)

第八条 再任用短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則（平成十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>再任用短時間勤務職員等の給料月額等の端数計算に関する規則</p> <p>① 略</p>	<p>再任用短時間勤務職員等の給料月額等の端数計算に関する規則</p> <p>2 1 略</p> <p>2 給与条例附則第七項の規定により給与が減せられて支給される職員（前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。）について、育児休業条例附則第四条第一項又は第二項の規定により読み替えられた給与条例附則第七項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該算出率を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第五号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一(第六条関係) 適用区分表			別表第一(第六条関係) 適用区分表		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
略			略		
岡本台病院	略	略	岡本台病院	略	略
障害者総合相談所	(1) <u>機能訓練師(4)に掲げる職員を除く。</u>	三			
	(2) <u>医師、看護師等及び心理判定業務に従事する職員(4)に掲げる職員を除く。</u> 並びに言語聴覚士	二			
	(3) <u>保健師(管理職員を除く。)</u>				
	(4) <u>医師、看護師等、機能訓練師及び心理判定業務に従事する職員(管理職員に限る。)</u>	一・五			
	(5) <u>事務職員(管理職員を除く。)</u>	一			
精神保健福祉センター	略	略	精神保健福祉センター	略	略
			(1) <u>機能訓練師(9)に掲げる職員を除く。</u>		三
			(2) <u>生活支援員</u>		